



熊本県公報

第 1 2 5 9 5 号

平成 29 年 2 月 14 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用開始…………… (") 3
- 指定障害児通所支援事業の廃止…………… (障がい者支援課) 3
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… (") 3

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 4
 - 県営土地改良事業計画の変更…………… (") 4
 - 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
 - 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 4
 - 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 5
 - 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 6
 - 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 6
- ### 登 載 依 頼
- 指定講習機関の代表者の変更…………… (警察本部運転免許課) 6
 - 運転免許取得者教育の認定を受けている自動車教習所の代表者の変更…………… (") 6
 - 熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会の開催…………… (後発医薬品安心使用・啓発協議会) 7
 - 有明海自動車航送船組合議会平成 2 9 年第 1 回定例会の招集…………… (有明海自動車航送船組合) 7

告 示

熊本県告示第 1 1 2 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 9 年 2 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
大地のこどもたち 合志市須屋 2 8 3 9 番地 7	株式会社サンテル 合志市栄 3 7 9 2 番 地 1 1 2 内田 有子	平成 2 9 年 2 月 2 日	4352900270	指定児童発達支援 指定放課後 等デイサービス

熊本県告示第 1 1 3 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 4 6 年熊本県条例第 3 0 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 2 9 年 2 月 6 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 2 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	萌え盛るアイドル エクスタシーで犯れ！ (オーピー) 聖なるボイン もみもみ懺悔室 (オーピー) 年増のスケベ襦袢 尻が壊れるまで (新日本映像) 義父の指先 嫁の乳 (新東宝) めぐる快感 あの日の私とエッチして (オーピー) 美畜令嬢 おとなしそうな顔して (新日本映像)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 1 1 4 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 2 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平尾嶽-2	山都町馬見原	別図のとおり	土石流

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1 1 5 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 2 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
岩尾鶴	山都町馬見原	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
平尾嶽-1	山都町馬見原	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
岩尾野川	山都町馬見原	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり

（別図 1 から別図 3 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1 1 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 2 月 1 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 2 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	2 1 9 号	球磨郡球磨村大字渡乙字大王 1 8 4 0 番 4 地先から 球磨郡球磨村大字渡乙字入枝	前	9.6 ～ 24.9	275.9	橋梁架け替えに伴う

		1617番4地先まで	後	10.4 ～ 38.1	275.9	迂回路橋
--	--	------------	---	-------------------	-------	------

2 区域を変更する期日 平成29年2月14日

熊本県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年2月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	氷川八代線	八代郡氷川町大野字中ノ間 892番2地先から 同所 892番2地先まで	40.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成29年2月14日

熊本県告示第118号

次のとおり児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成29年2月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
天空のこどもたち 合志市栄379 2番地111	株式会社サンテル 合志市栄3792番 地112 内田 有子	平成29年2 月1日	4352900148	指定児童発達支援

熊本県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年2月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字竹迫 4574番地先から 葦北郡津奈木町大字福浜字浜口 4762番1地先まで	185.0	広域連携 改築

2 供用を開始する期日 平成29年2月15日

熊本県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年2月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字竹迫 4695番28地先から 葦北郡芦北町大字女島字宮丸 273番1地先まで	271.0	広域連携 改築

2 供用を開始する期日 平成29年2月15日

公 告

熊本県公告第83号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営天草中央南地区（平床工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成29年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営天草中央南地区（平床工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成29年2月15日から平成29年3月14日まで
- 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第84号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営天草中央南地区（春の上工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成29年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営天草中央南地区（春の上工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成29年2月15日から平成29年3月14日まで
- 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第85号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡御船町大字木倉字堂ノ迫1331番2の一部、同1346番1、同1350番の一部、同1352番の一部、同1353番、同1354番、同1355番、同1356番
4,773.72平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区下江津五丁目13番12号
株式会社熊本不動産ネット

熊本県公告第86号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
玉名市岱明町庄山字中ノ尾634番5及び同634番1の一部
3,729.71平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区新南部六丁目3番125号
ネッツトヨタ熊本株式会社

熊本県公告第87号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成29年2月14日から同月27日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成29年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上島字北鶴1837番ほか1筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字鯉字十八92番1ほか2筆
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市伊倉北方字下川成60番1ほか75筆
木下 裕喜	玉名市伊倉南方	玉名市伊倉南方字尾坪512番
糸永 憲一	玉名市岱明町庄山	玉名市岱明町三崎字井手口1195番ほか1筆
小屋野 隆敏	玉名市岱明町庄山	玉名市岱明町三崎字戸切1131番1ほか8筆
小屋野 隆敏	玉名市岱明町庄山	玉名市岱明町三崎字井手口1198番
坂上 良夫	玉名市岱明町三崎	玉名市岱明町三崎字辺田1076番ほか3筆
坂上 良夫	玉名市岱明町三崎	玉名市岱明町三崎字井手口1175番1ほか1筆
坂上 良夫	玉名市岱明町三崎	玉名市岱明町三崎字新谷849番
坂上 良夫	玉名市岱明町三崎	玉名市岱明町三崎字新谷838番ほか5筆
藤本 信一	玉名市岱明町三崎	玉名市岱明町三崎字船津734番1ほか5筆
藤本 信一	玉名市岱明町三崎	玉名市岱明町三崎字戸切1103番ほか5筆
伊藤 知之	玉名市岱明町三崎	玉名市岱明町三崎字新谷855番ほか1筆
米村 哲也	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町三崎字小柳930番ほか1筆
米村 哲也	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町三崎字小柳952番ほか1筆
米村 哲也	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町三崎字小柳956番1ほか1筆
有限会社デカノウ熊鹿	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字永富2073番

2 申請年月日

平成 29 年 1 月 25 日

熊本県公告第 88 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 29 年 2 月 14 日から同月 27 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 29 年 2 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
井上 哲野	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下 9 4 5 番ほか 1 筆
農事組合法人南阿蘇くぎの	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字上大川原 2 6 1 8 番ほか 4 筆

2 申請年月日

平成 29 年 1 月 26 日

熊本県公告第 89 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告する。

平成 29 年 2 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第 1440 号	魚かす粉末	天魚	窒素全量：8.5 りん酸全量：4.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社陽商店 熊本県上益城郡山都町長崎 7 7 1 番地	平成 35 年 1 月 20 日

登載依頼

熊本県公安委員会告示第 1 号

指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により、指定講習機関から次のように変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 29 年 2 月 14 日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種類	変更事項	変更後の内容	変更年月日
八代開発新興株式会社 八代市井上町 91 番地 久保田浩二郎	八代自動車学校 八代市井上町 91 番地	取消処分者講習 初心運転者講習	代表者の氏名	田崎 るみ子	平成 28 年 12 月 13 日

熊本県公安委員会告示第 2 号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 4 号）第 7 条第 1 項の規定により、認定教育実施者から次のように変更の届出があったので、同条第

2項の規定により告示する。
平成29年2月14日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

名称、住所及び 代表者の氏名	使用する施設の 名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
八代開発新興株式会 社 八代市井上町91番地 久保田浩二郎	八代自動車学校 八代市井上町91番地	代表者の 氏名	田崎 るみ子	平成28年12 月13日

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会公告第2号

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会の会議を次のとおり開催します。
平成29年2月14日

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会
会長 瀬尾 量

- 開催日時
平成29年3月6日（月）
午後3時から午後5時まで
- 開催場所
熊本テルサ（熊本市中央区水前寺公園28-51）
- 議題
(1) 後発医薬品に関する報告事項について
(2) 後発医薬品安心使用に向けた活動の展開について
(3) その他
- 傍聴者の定員 10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴人の氏名・住所を記載したうえで会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会事務局（熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課
監視麻薬班）
電話 096-383-1111（内線7164）

有明海自動車航送船組合告示第1号

有明海自動車航送船組合議会平成29年第1回定例会を平成29年2月22日午後零時30分島原市に招集する。
平成29年2月14日

有明海自動車航送船組合
管理者 川崎 邦宏